番 号:140579 国 名:スリランカ

担当部署:地球環境部環境管理第一課

案件名:水質管理能力向上プロジェクト 詳細計画策定調査(水環境管理)

# 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:水環境管理 (2) 格 付:3号~4号

(3)業務の種類:調査団参団

# 2. 契約予定期間等

(1)全体期間: 2014年8月下旬から2014年10月上旬まで

(2) 業務M/M: 国内 0.5M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間 5日 14日 5日

# 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3)提出期限:8月6日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014 年 2 月 26 日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204-02.html">http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204-02.html</a>)をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2)業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

	(	(計100点)
類似業務	水環境管理体制に係る各種調査	
対象国/類似地域	スリランカ/全途上国	
語学の種類	英語	

### 5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2)必要予防接種:なし

### 6. 業務の背景

スリランカは、2011 年に経済成長率8.3%を達成した。スリランカ政府はこの高い成長率を維持して、2016 年までに国民一人当たりの所得4,000 米ドルを達成し、中開発国にランク入りすることを目指している。政府は、水質汚濁の防止を含む環境保全により、生活水準を改善するための持続可能な開発の達成を試みている。しかしながら、コロンボ圏を流れるケラニ川の測定地点において、BOD、CODの値や重金属である鉛の濃度が基準値を超過しており、流域の工場群からの廃水が原因と思われる水質汚染が進行している。ケラニ川を取水源とする浄水場も存在するところ、住民の健康や環境に対して深刻な影響を及ぼすことが危惧されている。

水質管理は主に環境省(Ministry of Environmental and Renewable Energy)傘下の中央環境局 (Central Environmental Authority: CEA) が担っており、本技術協力プロジェクトのカウンターパート (C/P) 機関である。CEAは工場等の事業者に対し、汚濁発生量に応じて環境許可書 (Environmental Protection License: EPL)を発行している。また、CEAは各種事業者への立ち入り採水の水質検査を実施しているが、排出基準の基準順守率は50%程度(548件中270件(2009年))に留まっている。

更に、CEAは河川の水質モニタリングも実施している。スリランカの主要河川の水質汚染源は工業廃水や農業排水、家庭廃水であるものの、採水地点や採水方法は正確に定められておらず、採水頻度も一定でない。加えて、環境基準の類型指定は水環境保全に関する政策策定に際し重要な役割を果たすことから今後重要性が増すと思われる。

以上から、スリランカの主要な河川における適切な水質モニタリング及び流域企業への適切な立ち入り検査の実施はスリランカの水環境保全のために必要であることから、スリランカ政府は日本政府に対し、水質モニタリング及び流域企業への立ち入り検査に関する能力強化を目的とした技術協力プロジェクトを要請した。

本詳細計画策定調査では、これまでJICAや他ドナーで実施したプロジェクト及び水質モニタリング及び流域企業への適切な立ち入り検査の実施状況を踏まえ、協力が必要な事項について協議し、本プロジェクトの方針を検討した上で、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

### 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする調査団員が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめを支援する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2014年8月下旬~9月上旬)
  - ①要請書·関連報告書等の資料を収集·分析し、要請背景·内容、関連各組織の所掌業務、対象セクターの現状・課題等を把握)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、スリランカ側関係機関(C/P機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。質問票(案)は、地球環境部の確認を終えた後にスリランカ側関係機関に事前に送付する。
  - ②プロジェクトのPDM案、PO案の作成に協力する。
  - ③対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間(2014年9月上旬~9月下旬)
  - ①JICAスリランカ事務所等との打合せに参加する。
  - ②スリランカ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
  - ③プロジェクト関係者に対して「新JICA事業評価ガイドライン第1版」に基づいた本調査の趣旨、実施方法についてスリランカ側に説明を行う。その際、プロジェクト実施に際し、PDMの活用方法についても説明を行う。
  - ④本プロジェクトの担当分野に係る情報·資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
    - ア) スリランカ法制度、政策、戦略、計画を確認し、本プロジェクトとの整合性を整理する。

- イ)以下の業務を通じ、水環境管理に関する組織の現状及び課題を把握し、整理、分析する。
  - (a) 関連各組織の所掌業務について、国内準備期間での分析結果に基づき、不明点をヒアリングする。
  - (b) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験等水環境管理 を実施する際に必要なキャパシティについて情報収集する。
- ⑤本プロジェクト対象地域の汚染状況と実施機関の汚染源に対する取組状況(水質モニタリング実施状況、対象河川流域企業への立ち入り検査状況、収集データの管理、汚染源データの有無等)を把握する。
- ⑥スリランカにおける水環境管理に係る他ドナーの支援実績・現状・計画を確認する。
- ⑦上記確認・検討結果を踏まえ、PDM案、PO案の修正及びR/D案、M/M案の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果をJICAスリランカ事務所等に報告する。
- ⑨評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点からプロジェクトを 分析し、結果をまとめる。
- (3) 帰国後整理期間(2014年9月下旬~10月上旬)
  - ①事業事前評価表(案)作成に協力する。
  - ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
  - ③担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成するとともに、他の調査団員が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

# 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)及び収集資料一式 電子データをもって提出することとする。

### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積もりを計上してください)。航空券については、成田(日本)ーコロンボ(スリランカ)間のみを計上してください。

# 10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
  - ①現地業務日程

現地派遣期間は2014年9月7日~9月20日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員とと同時に現地調査を開始し、当機構の調査団員帰 国後も1週間程度現地で調査を継続する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調 査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 水環境管理政策 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 水環境管理(コンサルタント)
- ③便宜供与内容

当機構スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配 あり

ウ) 車両借上げ 全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上 なし

オ) 現地日程のアレンジ

機構職員等の調査期間については機構がアレンジしますが、それ以外についてはコンサルタントがアレンジします(必要に応じてスリランカ事務所が支援します)。

カ)執務スペースの提供 なし

### (2) 参考資料及び貸与資料

#### く参考資料>

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト(<u>http://libopac.jica.go.jp/</u>)で公開されています。

- ・開発課題に対する効果的アプローチ: 水質汚濁
- ・連携促進事業(クリーナープロダクション)報告書
- ・ベトナム国 全国水環境管理能力向上プロジェクト中間レビュー報告書
- ・ベトナム社会主義共和国 全国水環境管理能力向上プロジェクト運営指導調査報告書
- ・ベトナム社会主義共和国 全国水環境管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・フィリピン共和国 水質管理能力強化プロジェクト中間評価報告書
- ・フィリピン共和国 水質管理能力強化プロジェクト (フェーズ2)事業完了報告書
- ・フィリピン共和国 水質管理能力強化プロジェクト事前評価調査報告書
- ・ウルグアイ東方共和国 サンタルシア川流域汚染源/水質管理プロジェクト 終了時評価調 査報告書
- ・ウルグアイ東方共和国 サンタルシア川流域汚染源/水質管理プロジェクト中間レビュー 調査報告書
- ・ウルグアイ東方共和国 サンタルシア川流域汚染源/水質管理プロジェクト事前調査報告 書
- ・スリランカ国 下水道セクターに係る情報収集・確認調査最終報告書(要約)

### <貸与資料>

本業務に関する資料を当機構地球環境部環境管理第一課(TEL:03-5226-9504)にて閲覧できます。

- ・下水セクター案形成調査
- ・スリランカ国下水道整備事業における案件形成調査(2)

### (3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②スリランカ国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部 安全管理室、JICAスリランカ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。